

仕様書（提案競技時）

1 事業名称

鴻臚館復元整備 CM 動画制作業務委託

2 事業目的

本市では、都市福岡発展の出発点の一つである鴻臚館を往時の姿に復元することで、福岡が育んできた歴史や文化交流の長い歩みを体感できる場所を整備することとしている。さらに福岡の歴史をつなぐこれからのシンボルとして、多くの来訪者がその扉を開いた北館東門を現代に復元整備し、観光・交流の重要な資源として活用することとしている。

本業務では、鴻臚北館東門の復元整備（令和8年10月完成予定）に向け、鴻臚館の認知度向上及び復元整備への期待感の醸成を図るため、テレビCMによる広報を行うにあたり必要な動画の制作を行うもの。

3 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 履行場所 福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

5 業務内容

(1) テレビCM動画の制作

・30秒のテレビCM動画を2パターン制作すること。

(2) 上記(1)の実施に伴う撮影、編集、調整など一切の業務

6 成果品

(1) テレビCM動画データ(MP4形式) CD-RまたはDVD-R1枚

(2) 実施報告書 印刷物1部及びCD-RまたはDVD-R1枚

7 特記事項

(1) 本委託で納品された成果品（以下「成果品」という。）に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。

(2) 受注者は、本委託の遂行（成果品の作成を含む）にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。

(3) 発注者は、成果品を福岡市や福岡市の関連団体等が実施する各種プロモーション活動等（テレビ放送を除く）において活用できることとし、成果品の利用に際しては以下のとおりとする。

(ア) 発注者が成果品を利用する際、受注者の承諾は不要とする。

(イ) 発注者が成果品を利用する際、著作者名を非表示とすることができます。

(ウ) 発注者が「2 事業目的」のプロモーション活動のために成果品を改変するときは、受注者はその改変に同意する。

- (4) 業務の履行にあたっては、発注者との連絡調整を密にし、円滑な業務遂行に努めること。
- (5) 本書に定めのない事項または定める事項に疑義が生じた場合には発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。